

第十期多摩市自治推進委員会 市民委員募集・選考要領

令和8年7月1日
協創推進室長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、多摩市自治推進委員会の公募市民委員・選出事務取扱要綱（平成16年9月28日多摩市告示第432号）に基づく、市民委員を公募するにあたり、選考の方法、基準、その他必要な事項について定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 募集周知は、たま広報（令和8年8月20日号）及び多摩市公式ホームページにより行う。

2 募集期間は、令和8年8月25日（火）から令和8年9月24日（木）までとする。

3 募集する人数は、2人とする。

4 応募の際に提出する論文は800字程度とし、テーマは『少子高齢化の進行や働き方・ライフスタイルの多様化等に伴い、地域の担い手が不足していく中で、地域の活動を持続可能なものにするためにどのようなしくみが必要か。また、若い世代を含めた多様な市民が、地域と関わりやすくなるためにはどのようなしくみが必要か。』とする。

5 応募書類の提出は、協創推進室窓口に直接提出、郵送、電子申請のいずれかの方法によるものとする。

(資格審査・採点手順)

第3条 提出された応募書類については、予め事務局で資格審査を行う。

2 資格審査後に、選考委員により採点基準に基づき採点を行う。

3 採点の際は応募者の氏名等は明示せず、任意の番号を付し採点する。

(選考委員)

第4条 選考委員は、協創推進室長を委員長として、健幸まちづくり担当部長、健康福祉部長、協創推進室次長、健康福祉部福祉総務課長、文化・生涯学習推進課長の6人の委員をもって構成する。

(選考基準)

第5条 提出された論文については、選考委員が以下の採点基準により項目別に審査を行い、各項目の得点集計により評価する。

【評価基準】

- (1) 応募にかける熱意：委員になるにあたり自覚と責任を持った考えを持っているか
- (2) 文章の伝達性：誤字・脱字がなく、わかりやすいか
- (3) 文章の構成力：論文として論理的な展開となっているか
- (4) 内容の実現可能性：現状を認識した上での意見であるか

【採点方法】

- (1) 特に良い： 5点
- (2) 良い： 4点
- (3) 普通： 2点
- (4) もう少し： 0点

- 2 作文の得点集計の結果が60点以上の者を市民委員候補者とする。
- 3 市民委員候補者の中から、年齢、性別、住所地等の均衡が保たれるように、総合的に判断して市民委員を選出する。

(選考結果の報告)

第6条 委員長は、公募市民委員候補者選考後、速やかに選考の結果を、書面により市長に報告するものとする。